

住居表示の実施に伴い、次の事項については市役所及び関係機関が変更を行います（無料）ので、みなさまは手続を行う必要はありません。

変更手続き不要（自動的に変更となるもの） ○は法人/事業所に限る	
市役所が変更します	関係機関等が変更します
●住民票－住民基本台帳 【市民登録課】	●土地、建物登記簿－表題部
●印鑑登録 【 " 】	【盛岡地方法務局】
●電子証明書 【 " 】	●NHK 【NHK 盛岡放送局】
●戸籍 【 " 】	●電気 【東北電力】
●選挙人名簿 【選挙管理委員会】	●都市ガス 【盛岡ガス】
●児童手当台帳 【子ども青少年課】	●パスポート 【岩手県スポーツセンター】
●水道、下水道 【上下水道局経営企画課】	(*)所持人記載欄をご自身で訂正してください。
●原動機付自転車（125cc 以下のバイク等）と小型特殊自動車登録	●国民年金、厚生年金受給者
【市民税課】	【盛岡年金事務所】
○競争入札参加資格登録業者名簿（盛岡市及び盛岡市上下水道局に限る）	* <u>上記以外の会社等については、各契約先等に御確認ください。</u>
【契約検査課】	
●その他市役所で所管している台帳等	

※これまでの住居表示実施時の代表的な手続き例となります。

※住居表示実施段階では手続き名称及び内容、所管部署（機関）が変更となっている場合があります。

住居表示の実施に伴い、次の事項に該当する方は、変更手続きが必要となります。

変更手続き必要(該当するみなさまに手続き等をしていただくもの)

<p>手続き先が市役所（無料）</p>	<p>手続き先がその他関係機関（基本無料）</p>
<p>1. 国民健康保険被保険者証 2. 国民健康保険高齢受給者証 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. マイナンバーカード 5. 在留カード・特別永住者証明書 6. 身体障害者手帳 7. 療育手帳 8. 精神障害者保健福祉手帳 9. 障害福祉サービス受給者証 10. 自立支援医療(精神通院)受給者証 11. 特別児童扶養手当証書 12. 児童扶養手当証書 13. 介護保険被保険者証、介護保険負担 限度額認定証 14. 乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、 中度身体障がい者、ひとり親家庭等、 寡婦等の各医療給付受給者証 *上記項目の各種保険者証、手帳、受給 者証については、直ちに住所変更をしな くて、従来のサービス等を受けること には支障ありません。</p>	<p>15. 土地、建物登記簿—所有者の住所 ※司法書士に依頼する場合は手数料が必要 16. 法人登記簿—本店、支店の所在地及 び代表者等役員の住所(※) ※司法書士に依頼する場合は手数料が必要 17. 社会保険(健康保険、厚生年金保険) 一適用事業所の所在地(※) 18. 健康保険、共済(短期)被保険者 19. 厚生年金、共済(長期)、国民年金第 3号被保険者(各企業年金、各基金等含む) 20. 共済組合、その他企業等の各種年金 受給者 21. 運転免許証 22. 軽自動車の検査証 23. 125～250ccの二輪車の軽自動車届出 済証 24. 軽自動車を除く自動車、250cc超の 二輪車の検査証 25. 預貯金(定期預金)口座 26. その他 生命保険、損害保険証書 各種許可、認可、免許、登録証 等 ※取得する資料によっては発行手数料が必要</p>